

安心・安全で快適に 暮らせるまち

近年、頻発する大規模自然災害に対し、町民の身体や生命、財産を守るため、防災対策や減災対策に取り組むとともに、町民との協働のもと、地域の実情に応じた地域防災力や防災機能の向上を図ります。

また、防犯力や交通安全対策を強化し、犯罪や交通事故が発生しにくい環境づくりを進めます。

さらに、交通体系の維持・向上や交通サービスの充実を図るなど、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本目標4 の構成

基本施策1 防災・減災対策の強化

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 総合的な防災体制の確立 | 3 地域防災力の向上 |
| 2 防災意識の高揚 | 4 災害応急体制の整備 |

基本施策2 砂防・治山・治水の推進

- 1 自然災害対策の充実

基本施策3 消防・救急体制の充実

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 消防・救急体制の充実・強化 | 2 消防団活動の推進 |
|-----------------|------------|

基本施策4 道路交通網の整備・充実

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 道路の整備・充実 | 3 公共交通の整備 |
| 2 道路の維持管理・安全対策の推進 | |

基本施策5 生活インフラの整備

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 良好な住宅・宅地の供給 | 4 公共施設の有効活用 |
| 2 上水道の安定供給 | 5 施設のバリアフリー化の推進 |
| 3 下水道施設の維持 | 6 施設の長寿命化の推進 |

基本施策6 防犯・交通安全対策の推進

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 防犯対策の推進 | 3 交通安全意識の高揚 |
| 2 地域防犯活動の支援 | 4 交通安全環境の整備 |

基本施策7 消費者の保護と意識啓発

- | | |
|---------|------------|
| 1 啓発の充実 | 2 消費者保護の充実 |
|---------|------------|

指標一覧

●表4-25 基本目標4に該当する重点目標達成指標(KGI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標	
		(令和7年)	(令和12年)
自主防災組織の組織率	23.8%	50%以上	80%以上
防災教育への取組の満足度	28.8%	40%以上	50%以上
地震・風水害などの防災・減災対策の満足度	28.1%	40%以上	50%以上

各KPI達成により
KGI達成を目指す



●表4-26 まちづくり指標(KPI)

指標名	目標値	
	(令和7年)	(令和12年)
自主防災組織数	20組織	25組織
防災・避難訓練の実施回数	10回	10回
砂防・治山施設整備箇所数	32箇所	37箇所
消防団協力事業所数	6事業所	8事業所
火災件数	5件	3件
町道における車道の改良箇所数	20箇所	25箇所
おでかけ号年間利用者数	8,540人	8,540人
水道管路の耐震化率	14.7%	17.3%
下水道改築更新延長	3,583m	8,812m
木造住宅耐震化率	85.0%	90.0%
防犯灯設置基数	2,114箇所	2,159箇所
交通事故発生件数	50件	40件
交通事故による死者数	0人	0人
消費生活に関する出前講座等の参加者数	200人	230人

第1項 基本施策1：防災・減災対策の強化

現況と課題



- 近年、わが国では地震や豪雨災害などの自然災害が全国各地で数多く発生しています。平成30年7月豪雨においては、西日本の各地で災害が発生し、本町においても集中豪雨により町内各地で土石流や河川の氾濫など多くの被害が発生し、町民の尊い命が失われる事態となりました。このようなことを踏まえ、町民の身体や生命、財産を守るための対策の強化が求められています。
- 広島県地域防災計画の見直しを踏まえ、平成30年7月豪雨の教訓をもとに令和元年度に熊野町地域防災計画を見直しました。また、本町の将来像を見据え、単に元の姿に戻すだけではなく、さらなる町の発展を目指し、町民が安心して暮らし続けることができるとともに、誰もが住んでみたいと思える未来へつながる復興に向けた指針として、「熊野町災害復興計画」を策定し、復旧・復興を着実に進めています。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、防災・減災の視点からすべての施策を体系化し、本町の強靱化を進めることが求められます。
- 自主防災組織の勉強会において、自主防災アドバイザー※90の指導のもと、まち歩きを実施し、自分たちの住む地域の危険箇所を確認し、あわせて図上訓練を実施しました。また、町内すべての小学校区において、土砂災害ハザードマップ※91を作成し、町内全戸に配布するとともに、避難所へ案内板を設置するなど日ごろからの防災意識の高揚を図っています。
- 「避難行動要支援者名簿取扱いマニュアル」を平成31年3月に策定し、関係者への説明会及び名簿の提供を行うなど、避難時に第三者の支援が必要な、高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者の避難支援の体制づくりに取り組んでいます。
- 令和2年3月に、町全体が協働して災害に強いまちづくりを実現するため、「熊野町防災・減災まちづくり条例」を制定しました。今後も自然災害等の発生時において、被害を最小限に抑えるため、町民、事業所、関係機関との連携を強化するなど、協働による防災・減災に向けた危機管理体制の充実を図っていく必要があります。
- 本町では、令和2年度に防災行政無線のデジタル化整備工事を実施し、情報収集体制や避難情報発令体制の整備を進めています。
- 令和2年度に、平時には地域住民が集うコミュニティの拠点として、また災害時には地域コミュニティの力を生かした東部地域の防災拠点となる熊野東防災交流センターを整備しました。地域住民や東公民館利用者等と開催したワークショップにおいて導き出された意見を反映した施設となっています。

具体的施策

1 総合的な防災体制の確立

- ◎ 町民が安心して暮らし続けることができる環境を整備し、誰もが住んでみたいと思える未来へつな

がる復興に向け、「熊野町災害復興計画」を着実に推進するとともに、「熊野町防災・減災まちづくり条例」の啓発に努めます。

- ◎災害に強いまちづくりを推進するため、新規の住宅団地の開発は、土地利用などの制限により災害のリスクが低い地域に誘導することを検討します。
- ◎災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施します。
- ◎緊急情報を迅速に提供できるよう、防災メールや自動電話、FAX、防災アプリなど、多様な伝達手段を確保します。
- ◎民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、耐震改修に関する補助制度の活用を促進します。また、通学路にある危険なコンクリートブロック塀の撤去や危険空き家の除却に関する制度を検討します。
- ◎本計画のすべての施策と地域防災の視点からの必要性との関連づけを行い、国の国土強靱化基本計画※⁹²との調和及び広島県強靱化地域計画との連携を図る「熊野町国土強靱化地域計画」に基づき、地域強靱化の早期実現を図ります。
- ◎土砂災害特別警戒区域※⁹³内の既存住宅の除去や移転に関する助成制度について検討します。

2 防災意識の高揚

- ◎広報紙、出前講座、講演会などあらゆる機会を通じて災害に対する意識啓発に努め、防災意識の高揚を図ります。また、今後も地域での自助・共助の大切さについて、町民に伝わるよう啓発を継続していきます。
- ◎自主防災アドバイザーの派遣など県の事業も積極的に活用しながら、自主防災組織の勉強会、連絡会などを開催し、自主防災組織間の連携を図っていきます。
- ◎防災についての適切な情報を提供し、危険性の周知を図るため、小学校区ごとに作成したハザードマップの見直しを行うとともに、出前講座等においてハザードマップの活用方法について周知します。
- ◎災害時や緊急時において、高齢者や障害者、子どもをはじめとした支援が必要と思われる人たちへの支援体制を確立するとともに、支えあいの意識啓発を図ります。
- ◎避難情報等の伝達が避難行動等へ結びつくよう、多様な伝達手段を確保するとともに、あらゆる機会を通じて意識の啓発に努めます。

3 地域防災力の向上

- ◎令和2年度に整備した熊野東防災交流センターに加え、西部・中央の各地域についても、既存施設を活用し、乳幼児世帯やペット同行避難を可能とする避難所、自主防災組織の活動拠点、各避難所を支援する防災機能を備えた、防災拠点施設として整備します。
- ◎地域における防災体制を強化していくため、町民による自主防災組織の育成・強化を図るとともに、防災ボランティアの育成を行います。
- ◎緊急時において、的確な対応がとれるよう、地域、行政、消防署、消防団、警察、自衛隊など関係機関・団体が連携した住民参加の防災訓練を定期的実施します。さらに、各地域での避難訓練、防災訓練等の実施を支援し、地域の防災力の強化を図ります。
- ◎関係団体との協力協定の見直しや新規の協力協定締結を進めます。
- ◎避難時に第三者の支援が必要な、高齢者や障害者等の避難行動要支援者への支援体制を整備します。

4 災害応急体制の整備

- ◎防災行政無線のデジタル化整備工事にあわせて構築した雨量等の^{しきいち}閾値※94を超えた場合にアラームで担当者に知らせるシステムにより、避難勧告等の迅速な発令に努めます。
- ◎地域住民が避難場所またはそれに相当する安全な場所に迅速かつ安全に避難するための避難路の計画的な整備を推進するとともに、町民への周知徹底に努めます。
- ◎「熊野町地域防災計画」に基づいて食料品、飲料水、毛布等の備蓄、緊急時における車両や通信の確保に努めます。
- ◎土砂災害警戒区域※95外の地区集会所を一時避難場所として利用できるよう修繕を行うための補助金を交付します。また、商業施設の駐車場など、多様な避難場所の確保に努めます。
- ◎熊野町社会福祉協議会の被災者生活サポート“ボラネット”※96と連携し、災害発生時の迅速な被災者支援体制を構築します。
- ◎西部・中央・東部の各地域の防災拠点施設について、災害時に電力供給がなされるよう、太陽光発電設備や非常用発電機を整備し、関係機関と協議を進め、停電時に対応できる施設とします。
- ◎友好都市協定を締結した三重県熊野市との相互応援協定に基づき、大規模災害発生時に両市町間で物的・人的支援が円滑に行われる体制を推進します。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-27 防災・減災対策の強化に関するまちづくり指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
自主防災組織数	14組織	20組織	25組織
防災・避難訓練の実施回数	3回	10回	10回
関連事業	●木造住宅耐震診断補助事業 ●防災啓発 ●自主防災組織の設立・運営の支援 ●防災体制の整備 ●福祉避難所設置 ●要配慮者支援 ●都市防災総合推進事業 ●建築物土砂災害対策改修促進補助事業		
関連計画策定年月	●熊野町地域防災計画 令和2年2月 ●熊野町災害復興計画 令和元年9月 ●熊野町国土強靱化地域計画 令和3年3月 ●熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期～) 令和3年3月 ●立地適正化計画※97 策定予定		

現況と課題

- 本町では平成30年7月豪雨により、河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。今後も豪雨や台風等により、急な河川の増水や土砂災害が発生する可能性が高く、対策が急務となっています。
- 県において「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画（緊急事業・激特事業等）」が令和元年5月に公表されました。本町においても、甚大な被害を受けた箇所については、この計画に基づき、国・県と連携して砂防・治山施設の整備などを進めています。
- 県において農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、町内における特定農業用ため池の指定を行うとともに、決壊した場合に想定される浸水想定区域等を策定しています。

具体的施策

1 自然災害対策の充実

- ◎県と連携し、二河川や熊野川、普通河川の浚渫^{しゅんせつ}※98や改修を推進するなど、計画的な治水機能の維持及び向上に努めます。
- ◎森林の水源涵養^{かんよう}※99機能や災害防止機能など多面的な機能を保持するため、国や県の交付金などを活用して、官民協働による遊歩道の管理、間伐、植樹などに努めます。
- ◎県が作成した浸水想定区域に基づき、ため池ハザードマップを作成します。
- ◎県と連携を図り、山林の適切な管理や砂防・治山施設整備計画の実施を推進し、土砂災害対策に取り組めます。

まちづくり指標(KPI)

- 表4-28 砂防・治山・治水の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
砂防・治山施設整備箇所数	4箇所	32箇所	37箇所

関連事業	●土砂災害危険箇所の状況把握		
関連計画 策定年月	●熊野町災害復興計画		令和元年9月
	●(広島県)ひろしま砂防アクションプラン		平成28年3月
	●(広島県)平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画		令和元年5月

現況と課題

- 消防・救急体制は、常備消防機関である広島市消防局と非常備消防である熊野町消防団により構成されており、相互に連携を図りながら地域消防や救急活動にあたっています。
- 消防団員については、仕事をしている団員も多く、平日昼間の災害時に対応できる団員が限られていることが課題となっています。また、組織体制の充実に向けて、研修と訓練を充実し、消防団員の育成強化を図っていくことが重要です。
- 防火意識の高揚を図るため、火災予防運動期間にあわせて、広報紙、ホームページ、防災行政無線により町民周知を実施しており、今後も引き続き防火意識の普及を行っていく必要があります。

具体的施策

1 消防・救急体制の充実・強化

- ◎防火意識の高揚を図るため、広報や訓練等を通じて火災についての正しい知識の普及など、啓発活動の充実を図ります。
- ◎広域消防体制を維持し、地域や事業所における自衛消防組織の育成支援をはじめとして、地域における消防力・救急体制の強化を促進します。
- ◎消防設備更新計画に基づき、小型動力ポンプ及び積載車の更新を進めていくとともに、消防団員の安全を守るための安全装備品を整備します。また、防火水槽、消火栓など消防水利施設や資機材の維持管理に努めます。

2 消防団活動の推進

- ◎平日昼間に対応できる団員を含めた消防団員の確保を図るため、消防団協力事業所表示制度や活動内容の周知を行うことで、団員の勤務先等への理解を促進し、団員が活動しやすい環境を整備します。
- ◎消防団員の訓練強化に努め、技能の向上を図ります。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-29 消防・救急体制の充実に関するまちづくり指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
消防団協力事業所数	4事業所	6事業所	8事業所
火災件数	12件	5件	3件

関連事業	●防火の呼びかけ ●年末特別警戒 ●消防力の強化 ●水防訓練等		
関連計画 策定年月	●熊野町消防設備更新計画		平成23年4月



消防出初式

現況と課題

- 幹線道路や生活道路で構成される道路網は、町民の快適な生活を支える道路であるとともに、災害時における物資等の輸送等、広域的なネットワークを形成しており、その役割はますます重要度を増しています。
- 本町の道路体系は、町を東西に横断する県道矢野安浦線と、南北に横断する県道瀬野呉線や県道呉平谷線があります。また、広島市と本町を結ぶ広島熊野道路については、令和2年12月の無料化により、交流人口の増加や移住・定住の促進が期待されるものの、無料化に伴う交通量の変化に応じた交通流動の円滑化の取組が必要となります。
- 本町の生活道路は、住宅団地を除いて旧市街地を中心に狭隘な道路が数多く存在しており、地形的に家屋が密集した地域も多いことから、道路の拡幅などの整備が重要な課題となっています。
- バス交通は、通勤や通学、買い物等の生活を支える交通機関として重要な役割を果たしているだけでなく、福祉や観光なども含めて地域の発展にも重要な役割を担っています。
- 本町の公共交通はバス交通となっています。一方でバスの利用者が減少しており、バス交通の利用を促進するためのイベントも開催していますが、利用増にはつながっていない現状があります。
- 近年、運転することに不安を感じる高齢者が増えていることもあり、誰もが安心して移動でき、安全で利用しやすい交通手段の確保や交通安全対策の推進等、総合的な交通システムを確立し、地域の発展を図る必要があります。

具体的施策

1 道路の整備・充実

- ◎ 主要幹線道路等の計画的な整備や、町内県道に点在するボトルネック※100の解消などを推進し、渋滞緩和に努めるとともに、広域的なネットワークの充実を図ります。
- ◎ 県道矢野安浦線熊野バイパスの整備進捗にあわせ、都市計画道路である町道萩原線の整備を検討します。
- ◎ 主要町道の改良・整備を計画的に進めます。また、町内の生活道路の改良・狭隘箇所の拡幅、交差点改良などもあわせて計画的に進めます。
- ◎ 袋小路のある団地など、避難行動に支障をきたす生活道路については、複数の経路を確保するため、避難路の整備に努めます。

2 道路の維持管理・安全対策の推進

- ◎ パトロールや町民からの通報に基づき損傷箇所を順次補修するなど、町道等における維持管理を適切に実施し、安全で快適な道路環境を確保します。
- ◎ 歩道の新設・拡幅、段差の解消など、安全で人にやさしい道路や歩行者空間の整備を推進します。また、児童生徒の安全な通学を確保するため、通学路の安全対策を充実します。

◎道路インフラ(橋梁・舗装等)は、定期的な点検を実施し、個別施設計画(修繕計画)を随時更新しながら、施設の長寿命化を図ります。

3 公共交通の整備

- ◎町民生活における公共交通を確保するため、運行補助金の交付などにより、路線の維持に努めるとともに、他路線等への接続など利便性の向上についてバス事業者に働きかけます。
- ◎通勤・通学、買い物など日常生活における町民のバスの積極的な利用を促進します。
- ◎既存バス路線の利用向上や交通弱者の移動手段確保のため、今後も生活福祉交通「おでかけ号」の利用状況を検証し、利便性の向上に努めます。

まちづくり指標(KPI)

●表4-30 道路交通網の整備・充実に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
町道における車道の改良箇所数	11箇所	20箇所	25箇所
おでかけ号年間利用者数	8,540人	8,540人	8,540人

関連事業

- 都市計画道路の整備 ●町道における車道の改良
- 避難路整備 ●町内一円道路維持事業 ●橋梁維持修繕事業
- 町道舗装修繕事業 ●町道における歩道延長
- 地域公共交通確保維持改善事業 ●東部地域バス交通の活性化
- 生活福祉交通「おでかけ号」の運行

関連計画 策定年月

- 熊野町災害復興計画 令和元年9月
- 熊野町都市計画マスタープラン 令和3年3月
- 熊野町舗装の個別施設計画 令和2年4月

第5項 基本施策5：生活インフラの整備

現況と課題



- 快適で安心・安全な住環境の確保は、人々の移住・定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。一方で少子高齢化や転出増加に伴う人口減少などにより、空き家の増加、市街地の空洞化が進んでおり、空き家対策などによる移住・定住促進に向けた取組を進めていく必要があります。また、ごみ屋敷の問題など住環境の悪化も懸念されています。
- 本町の公営住宅は、県営住宅と町営住宅が整備されており、現状から概ね50年後を見据え、住宅施策の方針に基づき適正に供給するとともに、既存ストックの建替統廃合など再編整備や長寿命化対策を進めています。
- 上下水道は町民の暮らしを支えるうえで欠かすことのできない大切なライフライン※101です。上水道は、水を安全に安定して供給するためにも、老朽施設の更新や耐震化を計画的に進めていく必要があります。下水道においては長寿命化対策とともに、人口減少等によって厳しくなる経営状況の改善と経営の効率化が必要とされています。
- 今後も限られた財源の中で、公共施設のバリアフリー化とともに、長寿命化など施設の適切な維持管理を検討し、有効に活用していくことが必要です。

具体的施策

1 良好な住宅・宅地の供給

- ◎ 快適で安心・安全な市街地環境を確保するため、都市計画マスタープランの高度化版となる「立地適正化計画」の策定を進め、町民や関係機関と協議を行いながら都市機能の誘導や居住地区の誘導について検討します。
- ◎ 県営住宅については、再編整備の事業計画に基づく建て替えの促進など、安定した公営住宅の供給、良好な住環境の確保について県に働きかけます。
- ◎ 町営住宅については、住宅施策の方針や長寿命化計画に基づき、適切な維持管理や耐震性がない木造住宅などの廃止に努めるとともに、安定した町営住宅の供給、良好な住環境を確保します。
- ◎ 空き家となった中古住宅の再生・リノベーション※102や、空き家バンク※103の活用による情報発信を検討するなど、移住や子育て世帯の住み替えを促進していきます。
- ◎ 民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、耐震改修に関する補助制度の活用を促進します。また、通学路にある危険なコンクリートブロック塀の撤去や危険空き家の除却に関する制度を検討します。
- ◎ 高齢者、障害者が住みやすい住宅づくりを進めていくため、バリアフリー化に向けた各種制度の普及・活用、相談の充実に努めます。

2 上水道の安定供給

- ◎ 安心で安全な水を安定的に供給するため、老朽管の更新を計画的に進めます。また、地震などの災害リスクを軽減するため、管路等の耐震化に取り組みます。
- ◎ 持続可能な事業運営を行うため、業務の効率化や省力化、広域的な連携により基盤強化を図り、健全経営の維持に取り組みます。また、デジタル技術の活用等を検討し、町民サービスの維持・向上を図ります。

3 下水道施設の維持

- ◎ 未普及地区の解消に努めるとともに、低宅地の未普及地区の整備手法の検討を行います。また、生活環境や公共用水域の水質改善などに寄与し、町民の生活向上を図ります。
- ◎ 下水道の整備区域外の地区については、小型浄化槽の設置を支援します。
- ◎ 下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽管の調査・更新を計画的に進め、施設の耐震性の向上を図ります。
- ◎ し尿については、熊野町生活排水処理基本計画の見直しを行いながら、安芸郡4町と広島市の一部により共同で設立した安芸地区衛生施設管理組合による適切な処理を行います。
- ◎ 地方公営企業法の適用により、「経営の見える化」による経営基盤の強化に取り組みます。

4 公共施設の有効活用

- ◎ 公共施設の統合整備を検討するとともに、維持管理の適正化に努めます。
- ◎ 公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画を策定し、計画的な維持管理を行います。

5 施設のバリアフリー化の推進

- ◎ 公共施設、公園などのバリアフリー化を計画的に進めるとともに、住宅や民間建築物のバリアフリー化の啓発に努めます。

6 施設の長寿命化の推進

- ◎ 公共施設の長寿命化を図るため、施設の利用方針を検討しながら、効率的かつ計画的な維持、補修・改修を行います。
- ◎ 熊野町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的な老朽化対策を実施します。

まちづくり指標(KPI)

●表4-31 生活インフラの整備に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
水道管路の耐震化率	11.3%	14.7%	17.3%
下水道改築更新延長	176m	3,583m	8,812m
木造住宅耐震化率	74.5%	85.0%	90.0%

関連事業

- 町営住宅再編計画の推進 ●良質な住宅・宅地の提供促進
- 木造住宅耐震診断補助事業 ●未給水地区整備事業
- 開発地給水事業 ●上下水道老朽施設更新事業 ●下水道整備事業
- 狂犬病予防注射の促進 ●町立学校施設の大規模改造事業

関連計画 策定年月

- 熊野町都市計画マスタープラン 令和3年3月
- 県営住宅再編整備事業計画 令和3年3月
- 熊野町町営住宅長寿命化計画 平成31年3月
- 熊野町流域関連公共下水道事業計画 令和3年3月
- 熊野町生活排水処理基本計画 平成22年12月
- 熊野町施設維持管理計画 令和3年3月
- 熊野町公共施設マネジメント基本計画 令和3年3月
- 熊野町学校施設長寿命化計画 令和2年12月
- 熊野町公共施設等総合管理計画 平成28年3月
- 個別施設計画 令和3年3月
- 住宅施策の方針 平成25年1月
- 熊野町耐震改修促進計画 令和3年3月
- 熊野町水道ビジョン 平成29年3月



水道管の設置(上水道)

第6項 基本施策6：防犯・交通安全対策の推進

現況と課題



- 本町の刑法犯認知件数は近年減少傾向となっており、平成28年以降50～60件台で推移しています。令和元年では58件となっており、犯罪種別では、侵入窃盗や自転車盗などの窃盗が全体の半数以上を占めています。
- 本町では、自主防犯組織との連携による防犯パトロールや児童生徒の登下校中の見守り活動のほか、防犯灯の整備といった防犯対策を実施しています。一方で、自主防犯組織のメンバーの高齢化なども進んでおり、新たな人材の確保も課題となっています。
- 本町の交通事故発生件数は、近年減少傾向となっており、平成28年以降は40～60件台で推移しています。令和元年では66件となっています。
- 近年、交通死亡事故が多発していることから、警察や関係団体と連携を図りながら子どもから高齢者まで、それぞれの段階に応じた交通安全に関する教育及び普及・啓発に取り組む必要があります。

具体的施策

1 防犯対策の推進

- ◎広報など、あらゆる機会を通じた啓発活動を行うとともに、警察や自治会などと連携しながら防犯意識の高揚や防犯カメラの設置など防犯環境の整備を図ります。
- ◎夜間の犯罪や事故の発生を防止するため、防犯灯の設置や修繕について支援します。

2 地域防犯活動の支援

- ◎地域・行政・警察との連携を強化するとともに、防犯ボランティア保険への加入など、自主防犯組織に対する支援を行います。また、年に1度開催する熊野町防犯まちづくり協議会で、自主防犯組織等と協議を行い、ボランティア活動の成果や課題を共有します。
- ◎学校登下校時におけるボランティアによる見守り活動や子ども110番の家の登録など、児童生徒の安全を守る地域活動を支援します。
- ◎「熊野町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に向けた取組を関係機関が連携して行います。

3 交通安全意識の高揚

- ◎交通ルールの遵守、マナーの向上に向けた、啓発活動を推進します。
- ◎子どもから高齢者に至るまで、心身の発達やライフステージに応じた段階的な交通安全教育の充実を図ります。
- ◎町民参加の交通安全運動を推進するとともに、交通安全に関する団体活動を支援します。

4 交通安全環境の整備

- ◎歩行者の安全確保や交差点における安全対策のため、歩道の整備・改良や、交通安全施設の効果的な設置を促進します。
- ◎未就学児の安全確保のため、キッズゾーン※¹⁰⁴の設定を検討します。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-32 防犯・交通安全対策の推進に関するまちづくり指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
防犯灯設置基数	2,069箇所	2,114箇所	2,159箇所
交通事故発生件数	66件	50件	40件
交通事故による死者数	1人	0人	0人
関連事業	●防犯意識の啓発 ●防犯環境の整備 ●地域防犯活動の支援		
	●交通安全意識の高揚 ●交通安全教育の充実 ●歩行者の安全確保		
関連計画 策定年月	●熊野町交通安全計画		
	●熊野町通学路交通安全プログラム		



自転車の乗り方教室



交通安全教室

現況と課題

- 消費生活を取り巻く環境は、急速な高齢化やグローバル化、情報化などの進行により大きく変化し、消費者問題は、ますます多様化・複雑化しています。特に、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法、若者のインターネット関連の被害も増加しています。
- 本町では、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設し、消費者問題に関する相談に応じています。さらに、消費生活相談員と連携し、出前講座による悪質商法等に関する啓発や相談窓口の紹介など啓発活動を行っています。
- 多様化・複雑化する消費者問題に適切に対応できるよう、日常的な相談支援体制の充実を図るとともに、消費者教育の充実など消費者意識の高揚を図り、自立した消費者の育成に努める必要があります。

具体的施策

1 啓発の充実

- ◎特殊詐欺や悪質商法などによる被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し、啓発活動の充実を図ります。
- ◎消費者被害から町民を守るために、地域での見守り体制の構築を検討します。

2 消費者保護の充実

- ◎消費者の苦情・相談に的確に対応し、消費者トラブルの発生を防止するとともに、円滑に解決するよう、消費生活相談員を配置し、消費生活相談体制の充実を図ります。
- ◎消費生活の安全を確保し、被害を未然に防止するよう、必要な情報の迅速な提供に努めます。また、デジタル技術を活用した遠隔での相談受付や、近隣市町と連携した相談支援など、多様な相談体制の整備を検討します。
- ◎安全で豊かな消費生活を確保し、消費者の権利を擁護していくため、消費者教育の充実を図るとともに、消費者団体の活動を支援します。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-33 消費者の保護と意識啓発に関するまちづくり指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
消費生活に関する出前講座等の参加者数	96人	200人	230人

関連事業

- 消費者保護の強化